

第 1 号議案 2024 年度事業報告

豊橋市民成年後見センターは、「一般市民」が中心となって活動する団体です。市民後見人の啓発に日々、努力を続けています。物事への判断能力が著しく低下している認知症を患った方、知的・精神障害のある方の財産管理、身上監護を行ってまいりました。

活動を行う際には、「市民」の温かみのある援助を前面に活かす事を心がけています。また、市民後見人活動を中心に、医療機関、包括支援センター、ケアハウス・グループホームや介護事業所への啓蒙活動を行ってゆく必要があると感じ、連携を図りながら実施、活動しております。

(1) 会員数について

新会員加入なし。

現会員数は、正会員 17 名、賛助会員 3 名。(別紙資料 1)

(2) 後見人など受任活動について

① 相談事業件数

10 件

② 後見等受理数 1 名 (1 件進行中)

死亡者数 5 名

後見	15	
保佐	11	
補助	6	
進行中	1	T さん
死亡	5	A さん・M さん・M さん・H さん・Y さん
その他		

現在 32 名を受任している。

(別紙資料 1)

(3) 理事会

年間行事予定の日程に沿って理事会を行いました。

- ・理事会では、様々な取り決めや運営委員会が出された提案や事案を決裁。
- ・運営委員会による決定事項は、理事会決裁に準じるようにサポート。
- ・会員の意見を集め、被後見人事案は、会議で受任の有無を慎重に決定。
- ・年 2 回、場所をカリオンビルにて実施。

(4) 運営委員会

毎月第3土曜日 13:00～ 豊橋市民成年後見センター事務所にて実施しました。

- ・活動について困っていることや受任している被後見人・保佐人・補助人の対応に苦慮していることを共有した。
- ・提案・状況報告などに加え、後見センター事務所が抱える問題に向き合い、解決策を提案しその決済を理事会へ提出。(財務関係、通信器機、労務保険など)

(5) 事例検討会・学習会

運営委員会終了後、事例検討会や学習会を実施しました。

- ・NPO とは(仕組みや運営について)
- ・死亡した人の対応・手続き
- ・生活保護等で収入の少ない人のための東三河広域連合助成金制度とその手続き
- ・死後事務委任契約
- ・今後の法人の仕組み作り(活動員への報酬等)

(6) 研修

10月 「NPO マネジメントスクール」

(あいちNPO交流プラザ主催)

1名参加

2月 令和6年度成年後見制度啓発講演会

『認知症になった波平 Part 2～契約社会と成年後見制度』

(豊橋社会協議会主催)

3名参加

(7) 感染症対策

感染者が多い時期は、施設での面談・面会に制限がありました。

昨年度に引き続き、次のような対策を講じました。

- ・入り口に消毒液の設置。
- ・部屋の換気、机等の消毒。
- ・個々に携帯用の消毒スプレーを使用。
- ・体温計(7個)とパルスオキシメーター(2個)・血圧計(2個)を事務所に置いた(設置)。

(8) その他

- ・事務局より会員へ情報誌を年4回(7月・9月・1月・3月)発行。